

南ア議第1号

堆肥化施設を高尾地区へ建設することに反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり南アルプス市議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和3年6月21日

南アルプス市議会議長 飯野 久 様

提出者 厚生文教常任委員会委員長 村松 三千雄

堆肥化施設を高尾地区へ建設することに反対する意見書

平成 26 年 6 月、南アルプスの豊かな自然環境と、その自然を守り、共生してきた地域の歴史・文化が世界に認められ、ユネスコエコパーク登録が決定しました。標高 890m に位置する伊奈ヶ湖は、南アルプス巨摩自然公園内にあり核心地域とほぼ同等の自然環境を有し、調査研究、教育、研修の場として利用される緩衝地域に位置付けられています。隣接する高尾地区は、豊かな自然に恵まれそこに佇む幽玄な穂見神社は千年以上の歴史を持ち神々が宿る神秘的な場所、五穀豊穰、商売繁盛にご利益がある神社と知られ、毎年 11 月に行われる秋季例大祭には県内外から大勢の参詣者が訪れています。

この高尾地区への堆肥施設建設計画に対し、市内各地の多くの市民から「南アルプスエコパーク内にふさわしくない施設である」との声が上がっています。また、近隣の自治会からは、日常生活への悪影響を懸念する声が相次ぎ、令和 2 年 8 月には平岡、上宮地、曲輪田の 3 つの自治会から南アルプス市に対し「建設計画に反対する」旨の陳情書が提出されております。

多くの市民がこの計画に反対する理由を以下に示しますが、ユネスコエコパークに登録された本市や本市の将来に渡るまちづくりのイメージを著しく損なうとともに、近隣自治会をはじめ多くの市民の日常生活に悪影響を及ぼす懸念が示されております。

[反対理由]

1. 山梨、長野、静岡の 3 県、10 市町村が結束して南アルプスの生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶとともに地域特有の歴史・伝統及び文化を子どもたちに継承し、夢と希望に満ちた魅力ある地域づくりに共同で取り組んでいる南アルプスエコパークに市外や県外から食品産業廃棄物を持ち込むことは、ユネスコエコパークの理念と本市のイメージを著しく損なうものである。
2. 高尾地区は、千年以上の歴史を持つ延喜式内穂見神社の神前集落を形成し、標高 870m に位置する山の暮らしは、自然と人々が共生してきた本市のユネスコ生物圏保存地域のシンボリックエリアである。鎮座する保食大神（ウケモチノオオカミ）は、食物の神で授福生産・五穀豊穰の御神徳があり、近年では全国でも珍しい伝統「資本金貸し」の風習や古道高尾道の「提灯行列」等で知られる「高尾の夜祭」が地域の青年崇敬者によって継承され、秋季例大祭を盛大に執行している。

現在、国登録有形文化財 2 件、県指定文化財 2 件、市指定文化財 3 件を有し、通年四季折々の自然に親しみ、静謐で神々が宿る神秘的なパワースポッ

トに県内外から参詣者や山野草、バードウォッチング、散策などを楽しむ人々が訪れている。静寂で清浄な空気、陽光に輝く緑、湧水の流れる音、野鳥のさえずり、ゆったりとした自然の中にすべての命がそれぞれに活動して共生している様子は、正にユネスコエコパークを具現している。

令和2年8月に南アルプスエコパーク憲章が策定され、本市は「南アルプス市の自然や文化を未来につなごう」と市民に発信している。高尾地区における食品産業廃棄物を原料とする堆肥化施設建設計画は、ユネスコエコパークの理念及び憲章に全くそぐわない施設計画である。

3. 堆肥化事業のために設立した新会社及びその親会社に堆肥化事業の経験がなく、また、導入設備は国内での稼働実績がないと事業者から説明を受けているが、事業経験のない会社が新たな設備を導入して事業を行うことに強い不安を感じている。
4. 農林水産省、環境省等の堆肥化事業に関する資料によれば、堆肥の市場価格は普通肥料の10分の1程度と安く、普通肥料のように成分の公定規格が定められていないため農家が利用しやすい成分を提供できなければ安定した需要が見込めない。また、食品残渣や生ごみが毎日発生するのに対し、堆肥需要のピークは春と秋に集中するため、需要が落ち込む他の時期には在庫が増えて製造コストが回収できず、逆に保管コストが増加し、食品残渣などの産業廃棄物の処理料金の範囲内で事業を回さなければ事業が成立しないとも言われており、事業の継続や拡大には産業廃棄物の処理量を増やすことも予想されるなど様々な課題を抱えている事業と言え、事業の継続性が担保できるのか不安がある。
5. 地球温暖化の原因とされる温室効果ガス、CO₂（二酸化炭素）CH₄（メタン）、N₂O（亜酸化窒素）などの大量放出が危惧される。

計画によれば、（リップルシード株式会社、2019年6月資料より）

- ①高水分液状食品産業廃棄物（食品工場排水処理汚泥、汚泥状食品、廃油、廃酸）を、15 t/日（450 t/月、5400 t/年）受け入れて乾燥により水分含量の低減を目的に大型乾燥機を終日稼働させる（8760 h/年）とのことである。大型乾燥機の稼働によるCO₂の年間排出量等は明らかにされていないが化石燃料の燃焼による温室効果ガスの大量発生は明らかである。
- ②低水分食品産業廃棄物（動植物性残渣）、牛糞、果樹剪定枝などを30 t/日（900 t/月、10800 t/年）を原料として受け入れて工程に投入するが、製造過程でイオウ酸化物ガス、アンモニア、CH₄（メタン）、N₂O（亜酸化窒素）

などが発生すると考えられる。

このように温室効果ガスを大量発生させる設備の導入は、2030年までにCO2の排出量を45%、2050年までに100%削減（いずれも2010年比）という目標を掲げて「ゼロカーボンシティ」宣言を表明した本市の第2次環境基本計画の趣旨にそぐわないものである。

6. 上宮地地区から高尾地区に繋がる林道高尾山線は、深沢川に沿った急峻な林道で、幅員が狭くS字カーブが続く見通しが悪い危険な道路で、平成30年10月17日には、高所作業車が下り坂のカーブで河川側に転落し運転手が死亡する事故が起きている。この道路を運搬車両（4tトラック）が1日14往復する（年間延べ10080台）計画が示されており、稼働時間内（8時間）には17分毎に1台が通過することになる。これは、林道を利用する他の車の往来を妨げるばかりでなく、交通事故の増加や林道の荒廃に繋がること懸念され、地域住民には大きな不安要素である。
7. 曲輪田地区では、昭和58年当時、高尾地区で営まれていた牧場から排出された家畜の糞尿により水道水が汚染され、日常生活に大きな影響が及んだ事故を経験している。そして、事故の内容は若い世代にも伝え継がれ、良好な河川環境を維持し、生活を守らなければならないという強い思いから、河川の上流域に水質汚染を引き起こす可能性のある施設建設に強い反対意見がある。飲料水の汚染という重大事故を経験した住民感情からすれば当然の意見であるし、このことは下流域に住む他の地域の住民も強く意識しなければならないことである。
8. 地域住民には、施設への搬入物の中身などに関する合意形成事項の順守状況をチェックする権限がなく、合意形成事項の継続的な順守状況を確認できないため、環境汚染への不安を解消できない。

以上の理由により、堆肥化施設を高尾地区に建設することに反対いたします。許認可の審査にあたっては、地元住民の意思を最大限尊重していただくことを要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年 月 日

南アルプス市議会議員 飯野 久

提出先
山梨県知事

南ア議第2号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり南アルプス市議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和3年6月21日

南アルプス市議会議長 飯野 久 様

提出者 厚生文教常任委員会委員長 村松 三千雄

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の 創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活に支障をきたすだけでなく、認知症や鬱の要因になるとされ、このことは世界保健機関（WHO）が2019年に発表した「認知症の予防のためのガイドライン」でも、難聴は認知機能の低下または認知症のリスク増加と関連し、その治療は、高齢者にとって様々な要因を大幅に改善する可能性があると指摘されています。

こうした中、対策として期待されるのが補聴器の装用ですが、日本補聴器工業会が行なった「Japan Trak 2018 調査報告」によると、難聴者における補聴器の所有率は14.4%（對自己申告難聴者数）と低くなっています。これは補聴器の価格が片耳あたり平均で15万円と高額であり、諸外国で確立している補聴器購入に対する公的補助制度がないことから、購入をためらう人が多いことに起因します。身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具支給制度により負担が軽減され、中等度の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割の人は自費で購入するため、特に低所得の年金暮らしの高齢者の負担は大きいものがあります。

また、同調査報告では補聴器の全体的満足度が、イギリス74%、フランス82%、ドイツ76%に対して、日本は38%と低くなっており、症状にあった補聴器が装用できていない状況があります。補聴器は購入時だけでなく購入後も、耳鼻科医による診断と、専門の知識・技能をもった補聴器技能者による調整が必要です。

加齢性難聴の方々に適した補聴器が提供されていない現状を是正することは、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸と医療費の抑制にもつながるものです。

そのために、加齢性難聴者が医師や専門家による適切な診断・調整のもと、自分に合った補聴器が購入・装用できるよう、国において公的補助制度を創設していただくことを求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年 月 日

南アルプス市議会議員 飯野 久

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣